

令和元年伯耆町
第2回臨時会

条例等議案説明資料概要



令和2年5月

伯耆町 総務課

議案等説明資料

提出課：住民課

議案番号 39	専決処分について(伯耆町税条例等の一部改正について)
------------	----------------------------

(提案理由及び概要)

1. 理由 地方税法等の一部を改正する法律が令和2年3月31日付けで公布されたことに伴い、伯耆町税条例等の一部改正を専決処分したので、これを報告し承認を求めるもの。

2. 概要 (改正内容)
- (1) 個人町民税
- 未婚のひとり親(事実婚は除く)への対応及び寡婦(夫)控除の改正を行う。
- 未婚のひとり親に寡婦(夫)控除を適用する。
 - 寡婦に寡夫と同じ所得制限(前年の合計所得500万円以下)を設ける。
 - 子ありの寡夫の控除額を子ありの寡婦と同額の30万円とする。

現行制度 表中の数字は個人住民税に係る所得控除の額(万円) **改正案** (囲いは改正部分)

		現行制度				改正案					
		死別		離別		死別		離別		未婚のひとり親 ~500万円	
配偶関係		~500万	500万~	~500万	500万~	~500万	500万~	~500万	500万~	未婚のひとり親 ~500万円	
(本人が女性)	本人所得	~500万	500万~	~500万	500万~	~500万	500万~	~500万	500万~	未婚のひとり親 ~500万円	
	扶養親族	子	30	26	30	26	30	—	30	—	30
		有子以外	26	26	26	26	26	—	26	—	—
		無	26	—	—	—	26	—	—	—	—
(本人が男性)	本人所得	~500万	500万~	~500万	500万~	~500万	500万~	~500万	500万~	未婚のひとり親 ~500万円	
	扶養親族	子	26	—	26	—	30	—	30	—	30
		有子以外	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		無	—	—	—	—	—	—	—	—	—

婚姻歴の有無による不公平を解消
男性のひとり親と女性のひとり親との間の不公平を解消


※住民票の続柄に「夫(未届)」「妻(未届)」の記載がある者は対象外とする

3. 専決処分日 令和2年3月31日

4. 施行期日 令和2年4月1日

議案等説明資料

提出課：住民課

議案番号 40	専決処分について(伯耆町国民健康保険税条例の一部改正について)															
(提案理由及び概要)																
1. 理由	地方税法等の一部を改正する法律が令和2年3月31日付けで公布されたことに伴い、伯耆町国民健康保険税条例の一部改正を専決処分したのでこれを報告し承認を求めるもの。															
2. 概要 (改正内容)	<p>(1) 低所得者に係る保険税軽減の拡充</p> <p>① 5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乗すべき金額を28.5万円(現行:28万円)に引き上げる。</p> <p>② 2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乗すべき金額を52万円(現行:51万円)に引き上げる。</p>															
【現行】	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>■ 軽減判定所得</p> <ul style="list-style-type: none"> ・7割軽減基準額＝総所得金額の合算額が33万円以下 ・5割軽減基準額 ＝総所得金額の合算額が 33万円＋28万円×(被保険者数＋特定同一世帯所属者数)以下 ・2割軽減基準額 ＝総所得金額の合算額が 33万円＋51万円×(被保険者数＋特定同一世帯所属者数)以下 </div>															
																
【改正後】	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>■ 軽減判定所得</p> <ul style="list-style-type: none"> ・7割軽減基準額＝総所得金額の合算額が33万円以下 ・5割軽減基準額 ＝総所得金額の合算額が 33万円＋28.5万円×(被保険者数＋特定同一世帯所属者数)以下 ・2割軽減基準額 ＝総所得金額の合算額が 33万円＋52万円×(被保険者数＋特定同一世帯所属者数)以下 </div>															
<p>(2) 賦課限度額の引き上げ</p> <p>① 医療(基礎課税)分の賦課限度額を63万円(現行:61万円)に引き上げる。</p> <p>② 介護納付金分の賦課限度額を17万円(現行:16万円)に引き上げる。</p>																
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>医療 (基礎課税) 分</th> <th>後期高齢者 支援分</th> <th>介護納付金 分</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現 行</td> <td>61万円</td> <td>19万円</td> <td>16万円</td> <td>96万円</td> </tr> <tr> <td>改正後</td> <td>63万円</td> <td>19万円</td> <td>17万円</td> <td>99万円</td> </tr> </tbody> </table>			医療 (基礎課税) 分	後期高齢者 支援分	介護納付金 分	合計	現 行	61万円	19万円	16万円	96万円	改正後	63万円	19万円	17万円	99万円
	医療 (基礎課税) 分	後期高齢者 支援分	介護納付金 分	合計												
現 行	61万円	19万円	16万円	96万円												
改正後	63万円	19万円	17万円	99万円												
3. 専決処分日	令和2年3月31日															
4. 施行期日	令和2年4月1日															

議案等説明資料

提出課：健康対策課

議案番号 42	伯耆町国民健康保険条例の一部改正について
(提案理由及び概要)	
1. 理由	新型コロナウイルス感染症に感染するなど一定の要件を満たした被用者に対して傷病手当金を支給するため、国民健康保険条例の一部を改正するもの。
2. 概要	国民健康保険の被保険者である被用者(給与の支払いを受けている者に限る。)で、療養のため労務に服することができない者(新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり感染が疑われる場合に限る。)に対して、傷病手当金を支給する。 支給額：直近の継続した3月間の給与収入の合計額を就労日数で除した金額×2/3×日数 (日数:労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間) 適用期間：令和2年1月1日～9月30日の間で療養のため労務を服することができない期間(ただし、入院が継続する場合等は健康保険と同様、最長1年6月まで)
3. 施行期日	公布の日

提出課：健康対策課

議案番号 43	伯耆町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
(提案理由及び概要)	
1. 理由	新型コロナウイルス感染症に感染するなど一定の要件を満たした被用者に対して傷病手当金を支給するため、鳥取県後期高齢者医療広域連合が鳥取県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正することに伴い、伯耆町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する。
2. 概要	伯耆町が行う事務について、傷病手当金支給に係る申請書の提出の受付を追加する。
3. 施行期日	公布の日